

「タブレット端末とモバイルルーター活用のルール」について

令和2年5月18日
東久留米市教育委員会

今回、東久留米市の全ての小・中学校で、家にインターネットを利用するための環境が整っていない家庭に、タブレット端末とモバイルルーターを無料で貸出をすることになりました。

「タブレット端末とモバイルルーター活用のルール」をお家の人とよく読んで、臨時休業中の家庭でのインターネットを活用した学習に役立ててください。

1 目的

学校で貸出すタブレット端末とモバイルルーターは、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わる以外に使ってははいけません。

※ 使用する例

- ① eライブラリでの活用
- ② 調べ学習での活用
- ③ 学校が配信している動画の視聴

2 使用する場面

- みなさんの家のみで使用してください。
- なくしたり、ぬすまれたり、落としてこわしたり、水にぬらしたりしないように、使うときや持ち運ぶときは、十分に気をつけてください。
- 画面にさわる操作をする際は、専用のタッチペンを使ってください。えんぴつや、ペンなど決まったもの以外で操作しないようにしてください。
- デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などのタブレットの設定は勝手に変えないでください。

3 家庭で使う場合

- 使用する時間を家の人とよく話し合い、長時間使用せず、細かく休憩しながら使います。
- タブレット端末の充電には時間がかかります。使い終わったら十分充電してください。
- 寝る時間の30分前に使用を終えてください。寝るときにすぐ寝付けないなどの悪い影響が出るおそれがあります。
- 長い時間使い続けると、画面表示が遅くなる場合がありますが、翌日には元通りに使用できます。